

ラオスにおける知的財産登録代行について

2025年1月8日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2023年11月に知的財産法が改正されていますが、その中で、商標登録などの知的財産権の登録の代行が行える者については、「ラオスの法律に基づいた代理人」と記載されているのみであり、具体的にどのような資格が必要であるのか明記されておりません。日本であれば、弁理士又は弁護士資格を持つ者のみ代行できると法律で定められていますが、知的財産権登録における代理人について規定する法律は、ラオスには存在していません。従って、実務は、ラオスに居住する個人や法人が、知的財産所有者から委任を受けて、登録を代行している状況にあります。今回、商工業省は、代行資格について定めた「知的財産登録代行サービスに関する合意 (No2482) (以下「合意」)」を2024年12月9日付で発行し、官報掲載日の12月16日から45日後に施行されます。これにより、商標登録に際しては、現地の資格のある法律事務所又はコンサルティング業に必ず業務を依頼する必要があることになりました。



2. 知的財産権の登録代行資格について

知的財産権の登録代行サービス (以下、「知財登録代行業」) の許可を取得するための要件は以下のとおりです (合意第5条)。

- (1) 法律業務又はコンサルティング業 (全般) の事業許可証を取得していること
- (2) 知的財産局が実施する知的財産に関する講習を受講したことのある者が2人以上いること
- (3) 少なくとも2年以上の知的財産権の登録業務に従事する実務経験者が2名以上いる場合、その実務経験者は、上記(2)で記載する講習を受ける必要はない。

3. 知財登録代行業許可証について

知財登録代行業の許可を取得するためには、以下の書類を揃えて、商工業省知的財産局 (以下、「知財局」) へ提出する必要があります。完全に揃った書類を提出後、5日以内に、知財局は知財登録代行業許可証を発行します (合意第7条)。許可証は、2年間有効であり、満期になる60日前に更新申請をする必要があります (合意第8条)。

<申請に必要な書類>

- (1) 知財局所定の申請書
- (2) 企業登録書 (Enterprise Registration Certificate) の写し
- (3) 法律業又はコンサルティング業の事業許可証 (Business Operation License) の写し
- (4) 知的財産権に関する受講証明書の写し

4. 知財登録代行業者の禁止事項

知財登録代行業者に対する禁止事項は以下のとおりです (合意第 12 条)。

- (1) 法令に違反するような事業を行うこと及び知財局から許可を取得せずに業務を行うこと
- (2) 知財登録代行業許可証を他人へ使用させたり、賃貸したり、譲渡すること
- (3) 有効期限が切れた知財登録代行業許可証を使用すること
- (4) サービス利用者が提供した内容と異なる文書、情報、証拠、釈明、主張を意図的に改ざんしたり提供すること
- (5) サービス利用者と紛争を抱えている当事者の弁護人となること
- (6) 他の事業者に対して誹謗中傷や損害を与える広告、又は不当なマーケティング行為をすること
- (7) 許可なしにサービス利用者の情報を公開すること
- (8) ラオスの知的財産分野に従事する管理職員を自身の会社のスタッフとして雇用すること
- (9) その他法令に反する行為

5. 知財登録代行業者に対する罰則規定

合意に違反した知財登録代行業者に対して、以下の通り罰金が科せられます (合意第 17 条)。

なお、2 回違反した場合は、罰金額が 2 倍となり、3 回目は、罰金額が 5 倍となり、知財登録代行業許可証がはく奪されます (合意第 18 条)。

- (1) 知財局から許可を取得せずに外国籍の知的財産所有者に対してサービスを提供した場合、1 回につき 30,000,000 キープ (約 21 万円) の罰金を科すとともに、警告、教育、記録
- (2) 知財登録代行業許可証を他人へ使用させたり、賃貸したり、譲渡した場合、1 回につき 50,000,000 キープ (約 36 万円) の罰金を科すとともに、警告、教育、記録
- (3) 有効期限が切れた知財登録代行業許可証を使用した場合 1 回につき 1,800,000 キープ (1 万 3 千円) 罰金を科すとともに、警告、教育、記録
- (4) サービス利用者が提供した内容と異なる文書、情報、証拠、釈明、主張を意図的に改ざんしたり、他の事業者や知財局に対して誹謗中傷や損害を与える広告、又は不当なマーケティング

行為をした場合、刑法典¹第 205 条、第 206 条及び第 374 条及びその他関連する法令の適用

(5) 許可なしにサービス利用者の情報を公開した場合、実際に生じた損害額を罰金として科すとともに、警告、教育、記録

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)

¹ <刑法典第 205 条>

名誉毀損及び誹謗 書面、口頭、その他方法により他者の名誉を著しく損なわせる者に対し、3 か月から 1 年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び 100 万から 500 万キープの罰金が科されるものとする。書面、口頭、その他方法による他者への虚偽の誹謗の結果、その名誉を著しく損なわせる者に対し、3 か月から 1 年の自由剥奪刑又は自由の剥奪のない再教育及び 100 万から 500 万キープの罰金が科されるものとする

<刑法典第 206 条>

他人に対する恥辱 他人の名誉を侵害し、恥辱する者に対し、批評又は自由剥奪しない再教育又は 3 か月 から 1 年の自由剥奪刑及び 100 万から 500 万キープの罰金が科せられるものとする。

<刑法典第 374 条>

書類の偽造又は偽造書類の使用 文書、署名、若しくは印章を偽造する者、又は文書につき言葉を削除若しくは追加する者に対し、3 か月から 2 年の自由剥奪刑及び 100 万から 500 万キープの罰金が科されるものとする。偽造文書を知りながら使用する者に対し、3 か月から 2 年の自由剥奪刑及び 300 万 から 1000 万キープの罰金が科されるものとする。文書の偽造又は偽造文書の使用により重大な損害が生じる場合、その犯罪人に対し、2 年から 5 年の自由剥奪刑及び 700 万から 2000 万キープの罰金が科されるものとする



藪本 雄登 One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers
の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



内野 里美 One Asia Lawyers Group ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers Group ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。